

令和 5 年 8 月の市民の声（全 2 通のうち 2 通）

◇ 消防団の報酬について

【ご意見・ご提案など】

消防団の報酬が部ではなくて個人に支払われるようになりました。上期の団員報酬が入りました、部長・班長・団員で金額に差があるのは承知しております。

団員報酬とは別に出勤報酬というものがありませんでした。誰に聞いても同額でした、出勤報酬とはなんですか？ 出勤した際に名前をひかえ、聞かれることもありませんし、消防団活動したときも部や名前をひかえ、聞かれることもありません。出勤している人としていない人で差がないことも気になります。警備などの出勤回数によって個人個人に差があることは当たり前で、出勤報酬という名目であるならば出勤した人に入るのが当たり前かと思えます。その際は詳細も知りたいところです。

（令和 5 年 8 月 17 日）

【お返事】

日々の消防団活動にご尽力いただきありがとうございます。消防団員の報酬は、令和 4 年度までは部の口座に一括して振込を行い、部長に個人明細を送付し、団員個人への支払いをお願いしていました。しかし、国の方針である消防団員の処遇改善の一環として、令和 5 年度からは団員報酬と出勤報償を直接個人口座へ振り込むこととしました。

出勤報償は「南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」により、年額で 1 人 6,600 円と定められており出勤がなくても支給しています。

いただいたご意見のとおり、南魚沼市消防団でも出勤報償については災害出勤した際に本人に支給されるべきと考え、条例の見直しを含め関係部局と検討をしています。

また、令和 3 年度途中から活動報告書の様式を変更し、災害出勤した消防団員の氏名を報告いただいています。これにより、災害出勤した消防団員を把握するとともに、出勤報償の支給に関しての集計も可能となります。

予算の関係もあり令和 6 年度から実施できるかは未定では

ありますが、実施が決まりましたら南魚沼市消防団本部を通じてご案内いたします。

今後も地域防災の中核を担う消防団活動にご協力いただきますようお願いいたします。

(担当：南魚沼市消防本部 消防庶務課 消防団係)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇カラスの餌付けについて

【ご意見・ご提案など】

カラスに餌付けをしている人がいます。市の条例では禁止されていないかもしれませんが、畑作物被害やフン被害、朝からうるさいなど迷惑です。カラスの餌付けをしないよう行政指導をお願いします。

(令和 5 年 8 月 25 日)

【お返事】

カラスに餌付けをしている人に行政指導をしてほしいのご意見につきまして、カラスを含む野生動物への餌付けは、法令等に明確に違反する行為ではないため、一定の強制力を持って指導することは難しい状況です。

市では、自然環境や生活環境に悪影響が生じるため、餌付けをやめるようウェブサイトにて注意喚起の記事を掲載して周知していますので、行政区内で回覧するなどして、地域の迷惑行為防止に活用いただきますようお願いいたします。

なお、回覧用として印刷した文書が必要な場合は、区長を通じて環境交通課へご連絡ください。

(担当：環境交通課 環境交通班)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658